

第31期第4回 京都市社会教育委員会議の模様を マナビィがレポート！



平成26年6月18日（水）午後3時～5時、京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）にて、第31期京都市社会教育委員の第4回会議が開かれました。会議の模様を、今回も、わたくしマナビィがレポートします。

出席委員（8名）

井上 満郎委員，佐伯 久子委員，鈴鹿 可奈子委員，通崎 睦美委員，長屋 博久委員，西脇 悦子委員，林 早苗委員，諸岡 聖委員（以上，五十音順）

■ 開 会 [井上議長]



「京（みやこ）まナビミーティング」では、委員の方々が、その専門性や経験を生かし、講演等を行っています。これまで実施された内容は[こちら](#)からご覧になれます。

■ 報告一 「京（みやこ）まナビミーティング」について （事務局から）

- 第9回として、去る4月4日に京都アスニーの人気講座「ゴールデン・エイジ・アカデミー」（※）とタイアップし、井上満郎議長に「桓武天皇と平安新王朝」と題した講演をしていただきました。
〔※ ゴールデン・エイジ・アカデミー
京都市に在住または通勤・通学されている方のための無料教養講座。詳しくは[こちら](#)。〕
- 当日は、700名を超える市民の方々が、講演に熱心に聞き入っておられました。
- 当日お越しになれなかった方にも学習していただけるよう、講義録と動画をインターネットで配信しております。



○ 井上 満郎 議長（京都市歴史資料館長，京都産業大学名誉教授）

私自身は頻りに講演等の機会を得ているのですが、自分の映像を見るのは極めて不得意というところです（笑）。今後も何かの機会にお役にたてればと思っております。

熾烈な政権争い，様々な混乱・陰謀などを克服して，皇位を継承した桓武天皇，平安京という名にこめられた願い・・・
井上議長の魅力あふれる講義内容は[こちら](#)から御覧いただけます。



■ 報告二 「第3次京都市子ども読書活動推進計画」の策定について （事務局より）



第2回会議の摘録は[こちら](#)。

- 平成16年度に第1次，21年度に第2次の計画を策定し，10年にわたって進めてきました「子ども読書活動推進計画」については，第2回の会議でいただいた御意見を踏まえ，この度，第3次計画を策定しました。
- 「～家庭・地域・学校等の連携と社会全体での取組による～心豊かに生きるための本との出会いと読書習慣の定着」という目標のもと，以下5つの基本方針を定めました。
 - ① 子どもを取り巻く読書環境の一層の充実
 - ② 本の魅力と大切さを伝えるための機会づくり
 - ③ 子どもたちによる，共有・共感し合える読書活動の推進
 - ④ 京都の魅力や歴史，伝統文化などに親しむ読書活動の推進
 - ⑤ 生涯にわたる学びにつながる読書の習慣付け

- アンケート調査では、5年前の第2次計画策定時と比べて、子どもが1歳未満の段階から読み聞かせをする家庭が増加したり、本を読むことが大切だと回答した子どもの割合が増加したりと、読書に対する意識が向上していました。
- 一方で、学年が進むにつれて読書離れが進む傾向が見られたため、中学生に対する聞き取り調査や京都市の青少年モニターによるワークショップ等を通じて中学生の意識や行動の把握に努め、発表者がおすすめの本を紹介して参加者がどの本を読みたくなるかを競う「ビブリオバトル」の実施、中学生版読書ノートの作成、公共図書館におけるティーンズコーナーの設置・充実など、中学生に焦点を当てた施策を計画に盛り込みました。



- また、その他の充実事業として、家庭での読書の大切さを伝えるための啓発・広報の充実、図書館と学校・幼稚園等との連携拡充、学校図書館支援員の拡充や京都市地域産材を使用した学校図書館の整備等といった家庭・地域・学校での取組や、京都市図書館の整備として、乳幼児連れでも気軽に行ける図書館づくりや京都の魅力発信のための郷土コーナーの充実等を挙げております。
- 今後は、計画の達成に向け、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で取組を進めてまいります。

京都市図書館での取組についての詳細は、[こちら](#)をご覧ください。



○ 井上 満郎 議長

中学生になると、不読率が上がってくるということですが、原因には何があるのでしょうか。

(事務局から)

クラブ活動、スマートフォン等でのゲーム遊び、塾通いや習い事に時間をとられているのが原因のようです。5年前と比べて不読率は若干下がってきておりますが、ビブリオバトル等、新たなアプローチで読書の楽しみや喜びを見出し、子ども自身がその魅力を発信するという取組等を進めることで、状況の改善を図ってまいります。

○ 長屋 博久 委員(平成23・24年度京都市PTA連絡協議会会長)

中学校の図書館の開館時間が短いとよく聞かれますが、実際はどのようなのでしょうか。お昼休みの時間帯に開館されていない学校が多いとも聞きます。

(事務局から)

中学校では授業終了が午後4時近くになりますので、放課後の開館時間はあまり取れません。したがって、昼休みの開館を確保したいと考えております。そのために、現在、学校図書館支援員を全校に配置する取組を進めており、支援員の方々には図書を紹介等、読書活動推進の立場からも活躍していただきたいと考えています。

○ 井上 満郎 議長

子どもたちは様々な環境の中で生きておりますので、それらを見定めるところから計画を進めないといけません。ただ本を読まないのはだめで読むのが良いということだけではいけませんので、そのあたりを踏まえた計画の遂行をお願いします。

■ 報告一3 「京都市はぐくみ憲章」の推進について

(事務局から)

- 「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称「京都市はぐくみ憲章」、以下「憲章」）の実践の推進を図るため、今年度の具体的な「[行動指針](#)」を策定しました。区役所・支所、図書館、学校・幼稚園・保育園等でリーフレットを広く配布し、また、町内会の全戸回覧をすることで内容の周知等を積極的に図っています。
- また、憲章推進のための新たな取組として、今年度はスマートフォンアプリを活用した広報・啓発、「京都市はぐくみ憲章実践してます宣言（仮称）」の創設、各区役所・支所に「子ども育みサポーター」の設置を行います。

「子ども育みサポーター」は、4月から各区役所・支所に設置したもので、教育委員会生涯学習部首席社会教育主事を「子ども育みサポーター」に任命し、憲章の区政への浸透のための情報提供や助言、憲章の実施に関する区役所・支所との連携強化のための働きかけ等の役割を担います。

- 前回会議で報告をさせていただいた「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に係る条例」（以下「条例」）の改正につきましては、3月の市会で可決・施行されています。

今回の改正で、保護者である従業員はもちろん、すべての従業員の仕事と家庭生活等との調和に向けた労働環境の整備を事業者の努力義務とするとともに、インターネットの不適切利用対策として、保護者が子どもとの間で利用に関する取決めをするように努めなければならないとされている「インターネット」にソーシャルメディアを含むことを明確にし、保護者の取組への協力義務を課す対象業者の範囲を拡大しました。

○ 長屋 博久 委員（※「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」会長をお務めです。）

この度の条例改正にあたり、門川市長からの諮問を受けて、1年間、「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」で市民の声を集めて検討した結果を答申にとりまとめ、提出しました。条例制定から3年しか経っていませんでしたが、中身を見直すと、社会情勢が変わったことで対応が必要なことがいろいろ出てきました。今後も市民の方々の声を集めながら、必要なことがあれば常に変えることができる条例であってほしいと思っております。

○ 通崎 睦美 委員（マリンバ・木琴奏者）

行動指針の重点行動にある「児童虐待から子どもの命を守ります！」についてです。少し前に児童養護施設をテーマにしたテレビドラマが話題になっていましたが、ちょうどその頃、日本のものとアメリカのもの、児童虐待に関する本を何冊か読み、児童養護施設や里親のこと、虐待の本質など、初めて知ったことがたくさんありました。

児童虐待というと、ひどい親が育児を放棄するとか、親が悪くて子どもをひどい目に遭わすから子どもを助けなければならないというイメージを持たれる方が多いと思いますが、本質にはもっと根深いもの

があります。親自身が子どもの頃に虐待を受けていたり、子どもが虐待を受けた時点で脳の発育が止まり、体の機能も止まる…例えば3歳の時に虐待を受けたら、心身の状態が3歳で止まってしまうということもあるそうです。また、そういう障害があるから子どもを虐待するということがあるとも言われています。

ですが、このようなことを一般の市民の方が知る機会はありません。重点行動の中に、虐待について学ぶ機会や知る機会がどれくらいあるのでしょうか。



○ 長屋 博久 委員

私が幹事長を務めた「人づくり21世紀委員会」では、「京都市はぐくみ憲章」と連動した活動を続けており、子どもの命に関わる緊急課題を制定して、その課題に対する実態を知ろうと、年に3回程度の連続講座を開催しております。その中で薬物やエイズ等、時宜に応じたテーマの講座をするのですが、先月、御自身が幼少期から虐待を受けておられ、今は虐待を減らすための活動をされている島田妙子さんという方のお話を聞かせていただき、改めて虐待に対する理解を深めたところです。

本市では、児童虐待に関する情報提供や相談に応じるため、保健福祉局 児童福祉センターがホームページ [『あした笑顔になあれ』子どもSOS児童虐待防止ウェブサイト』](#)を運営しています。



○ 西脇 悦子 副議長（京都市地域女性連合会相談役）

昨日、下京区の「人づくり21世紀委員会」がありました。私がこれまで活動に関わっている中で「京都市はぐくみ憲章」がなかなか広まらないのが一番の悩みでした。せっかくよいことを決めていても、いかに広く市民に知ってもらうかについては、広報が一番大事なので、市民の目につきやすいところで周知等がされれば、もっと関心をもってもらえるのではないのでしょうか。いじめや虐待、薬物といったものに多くの方が関心を持ってもらうために、広報に工夫をしてもらえたらと思います。

○ 井上 満郎 議長

憲章をどのような形で周知徹底させていくかということは重要な課題です。工夫をお願いしたいと思います。また、児童虐待については、虐待と一言でいいましても、その時々に応じて対応しなければならないので、簡単なことではありません。子どもたちの未来、我々の未来を考えるうえで非常に重要な問題ですから、これからも取組の推進をお願いします。

○ 佐伯 久子 委員（京都ユネスコ協会会員）

26年度からの新たな取組について、各区役所・支所と連携した推進体制ということで、この4月に区役所に「子ども育みサポーター」が設置されたということですが、この取組の進捗状況をお伺いしたいと思います。



（事務局から）

「子ども育みサポーター」である首席社会教育主事が週に2回程度、区役所・支所に出向き、情報を共有しています。4月にスタートしたばかりですので、成果が出るまでにはもう少し時間がかかると思います。今後は、学校や様々な生涯学習関連団体とつながりがあるという強みを活かして、区役所が進める事業に提案をしていくとともに、教育委員会で進める事業に、区役所の提案を取り入れるという形で、中身のある取組を進めていきたいと考えています。

■ 報告一4 「京（みやこ）まなびネット」アクセス状況について

（事務局から）

- 京都市生涯学習情報検索システム「[京（みやこ）まなびネット](#)」については、23年度に全面リニューアルをし、24年度にはモバイル版サイト、25年度にはFacebook ページを開設しました。
- 25年度のアクセス件数は141,683件で前年比11%減となり、特に11月以降のモバイル版の減少が顕著となりました。モバイル版については、導入以来、アクセス数が伸びていたのですが、鈍化している状態です。検索結果の抽出方法の技術的変更の影響を受けている可能性もあり、もう少し様子を見ていきたいと考えています。

- アクセスの内容としては、イベント情報へのアクセスが全体の4割弱、次いで施設情報が約3割を占めています。
- また、昨年度のイベント情報登録数は474件で、うち、教育委員会等本市関連団体の登録が184件、それ以外の外部団体からの登録が290件となっています。24年度は外部からの登録が242件でしたので、2割ほど増えています。

○ 井上 満郎 議長

アクセス数が減ったということですが、類似のサイトが増えているということはないでしょうか。

(事務局から)

生涯学習は関連分野が非常に広く、例えば観光や芸術に特化したサイト等が、官民を問わず開設されています。市民の皆様が学習情報を得る手段・機会が増えることは望ましいのですが、京まなびネットも一層魅力アップして、数多くの方がご利用になるよう努めてまいります。

■議事－1「第56回全国社会教育研究大会徳島大会」出席者について

(事務局から)

「共に支え 互いを認め合いながら豊かに生きる社会の創造」をテーマに、10月22日から24日の3日間の日程で徳島県徳島市において開催されます。



○ 井上 満郎 議長

すぐに希望をとというのは難しいようですので、後日個別に事務局から連絡をしていただきます。

■議事－2「京都市いじめ防止対策推進条例（仮称）」（素案）の概要について

(事務局から)

◆ 京都市いじめ防止対策推進条例（仮称）」（素案）の概要について ◆

- 昨年9月の国における「いじめ防止対策推進法」（以下「法律」）の施行を受け、本市では今年2月に学識経験者や関係団体等の参画による「いじめ防止対策関係者会議」を立ち上げ、会議での議論の内容を踏まえ、いじめの未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、いじめの再発防止などの施策等を総合的に推進する「京都市いじめ防止対策推進条例（仮称）」の素案の概要（以下「条例案」）を取りまとめました。
- 条例案の特徴は、次の3点です。
 - ① 学校・家庭・地域がそれぞれの責任を果たしながら、子ども自身にいじめを許さない力を育むとともに、子どもが安心して生活し、心豊かに成長することができる環境を市民ぐるみで構築する京都ならではの取組の理念を盛り込む。
 - ② いじめ防止等の措置を総合的かつ効率的に推進するため、保護者や市民団体等の関係団体、企業、私立学校、その他教育機関等との連携を規定。
 - ③ 子ども自身もいじめの防止等の当事者であることの認識を持ち、主体的・積極的な取組を行うよう、子どもの役割等を規定。
- また、いじめの防止等の施策を進めるうえでの基本的な方針として、京都ならではの理念を盛り込んだ次の4点を挙げています。
 - ① いじめは、どの子どもにも起こり得るとの認識のもとに施策を講ずること。
 - ② すべての子どもがいじめの被害者にも加害者にもならないよう、正義感や公正さ、人権意識や規範意識を醸成する取組を行うこと。

③ いじめをうけた子どもの心情に寄り添った対応を行うこと。また、加害者への対応を適切に行うとともに、被害者・加害者の保護者の支援も視野に入れた取組を行うこと。

④ 子ども自身もいじめの防止等の取組の当事者であることの自覚をもつこと。

- さらに、市長・教育委員会・市立学校の責務や、施策を全市的に展開するために、必要に応じて京都府や学校法人等、市立学校以外の教育機関の設置者等との連携を進める旨も規定しています。
- また、行政だけではなく、保護者の責務及び市民の役割、子どもの役割も規定しています。
- 法律に努力義務として設置が規定されている関係団体との連絡協議会としては、広く子どもの健全育成を議論いただく「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む有識者会議」を設置する予定です。今後、様々な団体の参画をお願いしたいと思っています。
- 法律における「重大事態」への対策については、まず、学校がただちに教育委員会に報告するとともに迅速に対処し、教育委員会との連携のもと、事実関係を明確にするための調査を行うこととしています。また、教育委員会は、必要と認める場合には第三者機関を設置して調査を行うこととし、調査結果については市長に報告。市長は、必要と認める場合は再調査することができ、その結果を議会に報告することとしています。
- 今後、パブリックコメント（市民意見）等を踏まえ、いじめ防止対策関係者会議で協議を重ね、9月の市議会に提案する予定です。

※ パブリックコメントは、7月2日までに1か月間の募集期間を経て終了しました。



法律に定義されている「**重大事態**」とは、次の2つのことです。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

◆ 京都市のいじめ防止対策の現状等 ◆

- 現在、各学校では、法律で策定が義務付けられている「学校いじめ防止基本方針」の策定が完了し、ホームページ上に方針をアップしているところです。これらの方針は、新しい内容ではなく、これまでから本市や各校が取り組んできたことを整理し、文章化したものといえます。
- 現在、実際にどのくらいいじめがあるのかということですが、国立教育政策研究所の小学4年生から中学3年生までを対象とした調査によると、程度の差はあるものの9割の子どもがいじめの加害や被害との関わりを持っていると結果が出ています。
- いじめがなくなることが最もよいのですが、まずは早期発見、早期解決が大切だと考えております。京都市のいじめ防止対策の特徴としては、
 - ① スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門家の学校へ配置
 - ② 各中学校の生徒会の代表が集まる会議を開催し、生徒自身が様々な宣言を発信
 - ③ 京都市独自のアンケート調査であり、いじめの未然防止にも役立つ「クラスマネジメントシート」を小4～中3までの全クラスで実施
 - ④ 児童相談所や京都府警との人事交流を実施 などが挙げられます。

○ 長屋 博久 委員

今回の条例化の動きは、大津市の事案からいじめが全国的に注目を浴び、国・地方も動いたという流れがあったと思います。昔からあったいじめが、今なぜ注目を浴びてきたのかということ、学校や教育委員会といった組織の対応等について、大津市の事案で指摘を受けたからだと考えています。

京都市の教育委員会や学校現場の対応については、私もいろいろお話を聞かせていただき、新しいものを取り入れながら取り組まれていると伺っています。今回、さらに一歩踏み込んで条例を制定することで、今後、いじめがなくなることを願うのはもちろんのこと、いじめが大きな問題になる前の小さな段階で発見され、解決されることを望んでいます。

御説明にもありましたが、取組においては、京都市と京都府の教育委員会、私立学校で垣根があるように思います。そういうものがなくなっていくように取り組んでいただきたい。また、いじめのスタイルが昔と今とで異なる部分もありますので、時代に合った対策を講じていかなければならないとも思っております。条例を制定して終わりではなく、今後も見直しながら運用していただきたいと思っております。

○ 井上 満郎 議長

様々な形でいじめ防止に取り組まれておりますが、この問題は深刻かつ緊急を要する課題だと思います。小4～中3まで9割の子どもがいじめに関わりを持っているということでした。いじめは学校現場だけで起こるものではなく、その解決は学校だけでできることではありませんが、これだけ割合が高いと、構造的な問題があると考えざるを得ないのですが、いかがでしょうか。

○ 林 早苗 委員（前京都市小学校長会役員・前京都市立仁和小学校長）



いじめに関わった児童・生徒が9割に上るとのことですが、いじめの定義も変わってきており、現在は当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」とすることになっています。例えばポンッとぶつかられて「嫌なことをされた」苦痛に思ったら、それはいじめだと捉えられることがあるわけです。こうしたことはほとんどの子どもが経験しており、9割の大半はこのようなケースも含まれていると思われます。ですから、どの子ども常に被害を受けているということではなく、逆にちょっとしたはずみで自分が相手に嫌な思いをさせてしまうというように、加害者と被害者の立場が固定化せず、ころころ変わるということも現実には起こっているように思います。

各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、ホームページにもアップしているわけですが、中身はこれまでから取り組んできたことを整理して文章化したものです。いじめのアンケートも様々な形で実施し、記名式であれば「この子は今こんなことを感じているのか」と分かれば、すぐに担任が子どもへ関わっていきましますし、無記名であれば「こんな状況がクラスの中で起こっているのか」ということを把握したうえで、学級活動の中で「こんなことを感じている人がいるのだけど、みんなはどういう学級にしていきたいか」というように話し合いをして考えていきます。このように、子どもたちの思いをよりよい学級・集団づくりに活かしていくために、アンケートを役立てています。

昨年度から新たに「クラスマネジメントシート」が導入され、前任校でも4年生から取り組みました。今の学級の状況を子どもたちがどう思っているのか、担任は自分にとってどういう存在かといったこともアンケート項目にあり、回答を集計すると「この集団は、今、こういう状態にある」という結果が様々な角度から具体的に示され、これまでの学級づくりなどの取組をふりかえり分析することができます。担任によってはかなり厳しい状況が見えてきたりしますが、今後の学級づくりについて具体的な取組を考え、いじめを未然に防ぐ意味で活用したりできます。今後、学校がアンケート結果を分析して集団づくりに生かし、その取組内容を発信し、透明性を高めていく中で、保護者や地域の方にも学校の取組を理解していただき、そのうえで子どもたちの健全育成のために力を貸していただきたいということがアピールできる内容になっていると思います。

○ 諸岡 聖 委員（市民公募委員・財団法人職員）

例えば「いじり」という行為は、傍から見ると楽しそうでも本人はすごく苦痛に感じていることもあり、教員側もいじめかどうか判断するのが難しいのではないのでしょうか。いじめを事前に防ぐために、教員は介入するタイミングを見極める力を身につけておく必要があると思います。



NPO 等の専門の団体が行政の委託で啓発事業を行っている事例があります。学校が子どもに対していじめ防止の啓発活動を行っても硬いものになり、とっつきにくくなることがあります。NPO が行くと、第三者の話としてスムーズに入りやすいそうです。NPO 単体だと、学校にアプローチするのが難しかったりするので、行政が NPO に委託する形にすると、学校・NPO 双方にメリットがあると他の自治体の関係者から聞いたことがあります。

啓発を行っていくうえで、事業の案内を校長先生だけに出すのではなくて、担任の先生に確実に伝わるよう、様々な方面に呼びかけていく必要があると思います。また、学校や行政の方は、NPO に丸投げにせず、立場を同じくしてしっかり目標を設定し、啓発等の事業を組み立ててほしいです。

○ 鈴鹿 可奈子 委員（株式会社聖護院ハッ橋総本店 専務取締役）

いじめの定義として、軽易なものから重大なものまでを含むということが、子どもたちにとっていじめを軽いものにしてしまっているのではないかという気がします。

ちょっとふざけてやったことや、周りはそんなつもりがなくても、自分だけが無視されていると思込み、いじめられている思う子どもがいます。一方で犯罪に関わるような重大な被害もあります。財産に関することでしたら恐喝や盗難になりますし、最近ではインターネット上にプライバシーに関わることを書くといういじめも発生しています。



「自分はいじめている気はない」といういじめと犯罪に近いいじめが、「当該者が不快な思いをした」といういじめの定義で見れば同列になってしまうことで、犯罪に近い重大な事例が軽く見られて、逆に重大ないじめを引き起こしてしまうのではないかと感じてしまいます。やはり、様々な程度がいじめを一括りで言ってしまうよりも、「これはもう犯罪だ」ということまで、きちりと教えるべきではないでしょうか。

○ 井上 満郎 議長

いじめの概念規定は大変難しいです。セクハラやパワハラといったものも、同じように概念規定が難しいものとして挙げられると思います。これらについては、やはり社会そのものの評価、環境も変わってきているということを正確に認識しながら事案に対応していかなければならない難しさがあると思います。まだまだ課題は多いと思われませんが、本日いただいた御意見も踏まえながら取組を進めていただければと思います。

■ 主催事業及び刊行物の案内について

■ 閉会 [井上議長]

■ 閉会挨拶

閉会に当たり、中村 公紀 生涯学習部長から挨拶がありました。